

令和 8 年度

赤い羽根共同募金 地域福祉活動助成

共同募金配分金を活用した助成により

西京区内の地域福祉事業やボランティア活動等を応援します



申請締切 令和 8 年 4 月 10 日 (金)

事業実施期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

社会福祉法人 京都市西京区社会福祉協議会

社会福祉法人 京都市西京区社会福祉協議会
令和8年度 赤い羽根共同募金「地域福祉活動助成」実施要綱

1 目的

西京区社会福祉協議会（以下、本会）は、「共に生きる福祉のまち」を目指して活動しています。その実現のため、西京区内で実施される地域福祉を推進する事業や活動を支援することを目的に、共同募金配分金を財源として助成金を交付します。

2 助成の対象となる団体

以下のすべてに当てはまる団体が、本助成の対象となります。

- ・ 西京区内でボランティア活動、市民活動及び地域福祉活動等の公益活動を行う団体・組織であること（法人格の有無は不問）
- ・ 共同募金運動に協力できること（活動中の募金協力の呼びかけ、街頭啓発参加等、可能な範囲でお願いします）
- ・ 団体の予算、決算等が整備されていること（法人格のない団体で、整備されていない場合はご相談ください）

※団体の繰越金・余剰金、他の助成事業の利用等、本助成金以外の収入で当該事業が実施できる見込みのある場合は、助成の対象とならない場合があります。

3 助成の対象となる事業

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）の間に申請団体が西京区内で主催する地域福祉事業や福祉ボランティア活動等の地域福祉の取組のうち、以下のいずれかに該当するものを対象とし、1団体あたり1事業を申請することができます。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 生活支援事業 | (4) 広報紙・啓発物発行事業 |
| (2) 交流・イベント事業 | (5) その他、地域福祉に関する事業 |
| (3) 研修・学習・講座事業 | |

4 助成金額

8万円（千円単位）を上限とし、かつ、助成対象となる経費の8割を助成金額の上限とします。

助成団体、助成事業及び助成金額は、申請額や申請内容、本助成予算総額から判断し、助成事業審査委員会ならびに本会の審査において決定するため、助成金額は申請金額を下回る可能性があります。

なお、助成金の交付は令和8年7月頃を予定しています。

5 助成の対象とならない経費

以下のいずれかに該当する経費は、助成の対象となりません。

- (1) 飲食に関する経費

※飲食が含まれる事業では、飲食にかかる経費は申請団体でご負担ください

- (2) 団体の運営や維持のために必要な事務等にかかる経費
- (3) 恒常的に使用可能な備品（団体の財産となるようなもの・おおむね3万円を超

えるもの)の購入経費

- (4) 団体メンバーの人件費、団体メンバーへの講師料などの謝礼金
- (5) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがある経費
- (6) 政治活動や宗教活動に利用されるおそれがある経費
- (7) 暴力団またはその関係者の活動に利用されるおそれがある経費
- (8) その他、本会が適当でないとする経費

6 赤い羽根共同募金の周知

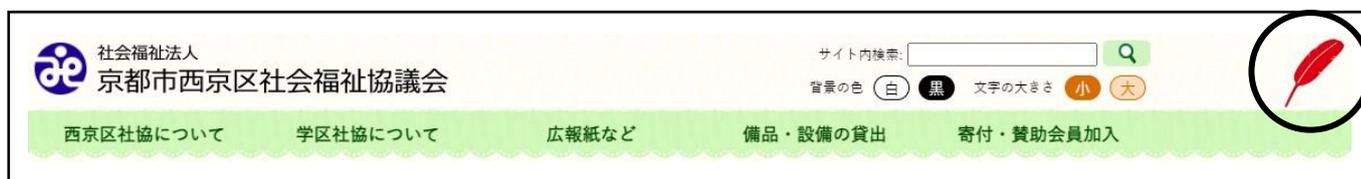
本助成を受けようとする団体は、事業の実施のために赤い羽根共同募金を財源とする助成金を受けていることを事業に関わる人に周知してください。ただし、助成が決定する前に実施する事業や広報を開始する事業については、助成金を受ける予定であることが分かるように工夫してください。

【周知方法例】

- ・居場所等の看板に赤い羽根ロゴマークを掲載する
- ・イベント等開会時に共同募金を活用していることを参加者にアナウンスする
- ・申請事業において購入した備品に赤い羽根ステッカーを貼付する
- ・赤い羽根ロゴマークと共同募金を活用している文言を発行物に印字する など

例)  「陽だまり通信」は、赤い羽根共同募金の配分金で作成しています。

希望の団体には、赤い羽根ロゴマーク  のステッカーを配布いたしますので、ご連絡ください。画像データは、本会ホームページ上部の赤い羽根マークからダウンロードいただけます。(申請書類、報告書類一式もこちらからダウンロードできます)



かならず…周知をお願いします

毎年、助成団体の皆様には、地域福祉の向上のため様々な取り組みに共同募金を活用いただいておりますが、一方で、「共同募金が何に使われているかわからない」という声もあり、募金額は年々減少しています。

募金している方、地域の方に幅広く知っていただくため、活動に際しては、赤い羽根共同募金助成金を活用していることの明示を必ずお願いします。

7 申請方法

令和8年4月10日(金)までに、別に定める申請書類により本会事務局へ申請してください(当日の消印を有効とします)。書類を持参される場合は、来所日時を事前にご連絡ください。

【提出書類】 ※様式類は本会ホームページの赤い羽根マークよりダウンロードできます（「6 赤い羽根共同募金の周知」を確認ください）

- ① 赤い羽根共同募金「地域福祉活動助成」申請書（様式1）
- ② 団体の予算書・決算書
- ③ 事業の実施要綱や参加募集ちらしなど
- ④ 赤い羽根共同募金「地域福祉活動助成」事業計画書（様式2）
- ⑤ 赤い羽根共同募金「地域福祉活動助成」予算書（様式3）

8 事業報告

助成金の交付を受けた団体は、**事業終了後1カ月以内**に所定の報告書類を本会事務局へ提出してください。

【提出書類】

- ① 「赤い羽根共同募金 地域福祉活動助成」報告書類の提出について（鏡文）
- ② 赤い羽根共同募金「地域福祉活動助成」事業報告書（様式4）
- ③ 事業の実施要綱や参加募集ちらしなど
- ④ 活動の様子がわかる写真データ
- ⑤ 赤い羽根共同募金「地域福祉活動助成」決算書（様式5）
- ⑥ 助成対象となる経費すべての領収書（コピー可）

提出された写真は赤い羽根データベース「はねっと」に公開します。**写っている方の掲載承諾を得た写真のデータを必ず提出してください。**

（はねっと <https://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home>）

9 その他

助成金の交付を受けた後、申請どおりに事業が実施されない場合や報告書が提出されない場合は、助成金の返還を求めることがあります。また、やむを得ない事情により事業内容を変更する場合等は、必ず事前に問合せ先までご相談ください。

そもそも…赤い羽根共同募金とは？

終戦直後の昭和20年、深刻な社会的・経済的混乱の中で、物価高騰、物資の入手難などに直面していた民間社会福祉施設の活動資金を確保するために、現在の「中央共同募金会」の先駆けとなる組織が立ち上がりました。共同募金は、国や市町村ではなく、共同募金会という民間の団体によって行われ、地域住民の寄付から成り立っています。そのため、税金とは性格も使われ方も違い、地域の実情にそって柔軟に活用でき、また迅速に地域の福祉に対処できるという先駆性をもっています。

時代の流れとともに、共同募金が活用される分野も変化していますが、いつの時代も、地域の支え合いを基本に、様々な地域福祉の課題解決に向けた活動を支援する仕組みとして、市民が主体となって運動を進めています。

